十七　株式交付親会社　法第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付親会社（保険業法第九十六条の九の二第一項に規定する組織変更株式交付をする相互会社を含む。）をいう。

十八　株式交付子会社　法第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付子会社（保険業法第九十六条の九の二第二項に規定する組織変更株式交付子会社を含む。）をいう。

十九　［略］

二十　［略］

二十一　［略］

二十二　［略］

二十三　［略］

二十四　［略］

二十五　［略］

二十六　［略］

二十七　［略］

二十八　［略］

二十九　［略］

三十　［略］

三十一　［略］

三十二　［略］

三十三　［略］

三十四　株式引受権　取締役又は執行役がその職務の執行として株式会社に対して提供した役務の対価として当該株式会社の株式の交付を受けることができる権利（新株予約権を除く。）をいう。

三十五　［略］

三十六　［略］

三十七　吸収型再編　次に掲げる行為をいう。

［イ～ハ　略］

ニ　株式交付　三十八　吸収型再編受入行為　次に掲げる行為をいう。

［イ～ハ　略］

ニ　株式交付に際してする株式交付子会社の株式又は新株予約権等の譲受け　三十九　［略］

［号を加える。］

［号を加える。］

十六　［同上］

十七　［同上］

十八　［同上］

十九　［同上］

二十　［同上］

二十一　［同上］

二十二　［同上］

二十三　［同上］

二十四　［同上］

二十五　［同上］

二十六　［同上］

二十七　［同上］

二十八　［同上］

二十九　［同上］

三十　［同上］

［号を加える。］

三十一　［同上］

三十二　［同上］

三十三　吸収型再編　次に掲げる行為をいう。

［イ～ハ　同上］

［号の細分を加える。］

三十四　吸収型再編受入行為　次に掲げる行為をいう。

［イ～ハ　同上］

［号の細分を加える。］

三十五　［同上］

四十　吸収型再編対価　次のイからニまでに掲げる吸収型再編の区分に応じ、当該イからニまでに定める財産をいう。

［イ～ハ　略］

ニ　株式交付　株式交付に際して株式交付親会社が株式交付子会社の株式又は新株予約権等の譲渡人に対して交付する財産

四十一　［略］

四十二　［略］

四十三　［略］

四十四　［略］

四十五　［略］

四十六　［略］

四十七　［略］

四十八　［略］

四十九　［略］

五十　［略］

五十一　［略］

五十二　［略］

五十三　［略］

五十四　［略］

五十五　［略］

五十六　［略］

五十七　［略］

五十八　［略］

五十九　［略］

六十　［略］

六十一　［略］

六十二　［略］

六十三　［略］

六十四　［略］

六十五　［略］

六十六　［略］

六十七　［略］

六十八　［略］

六十九　［略］

七十　［略］

三十六　吸収型再編対価　次のイからハまでに掲げる吸収型再編の区分に応じ、当該イからハまでに定める財産をいう。

［イ～ハ　同上］

［号の細分を加える。］

三十七　［同上］

三十八　［同上］

三十九　［同上］

四十　［同上］

四十一　［同上］

四十二　［同上］

四十三　［同上］

四十四　［同上］

四十五　［同上］

四十六　［同上］

四十七　［同上］

四十八　［同上］

四十九　［同上］

五十　［同上］

五十一　［同上］

五十二　［同上］

五十三　［同上］

五十四　［同上］

五十五　［同上］

五十六　［同上］

五十七　［同上］

五十八　［同上］

五十九　［同上］

六十　［同上］

六十一　［同上］

六十二　［同上］

六十三　［同上］

六十四　［同上］

六十五　［同上］

六十六　［同上］